

公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和 3 年 5 月 19 日
 統括管理責任者決定
 (令和 4 年 6 月 10 日改定)
 (令和 4 年 8 月 1 日改定)

国立大学法人大阪大学（以下「本学」という。）では、「国立大学法人大阪大学における公的研究費の取扱いに関する規程」（以下「規程」という。）第 5 条第 5 項に定めるコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

区分	コンプライアンス教育	啓発活動
I.対象	公的研究費の運営及び管理に関わる構成員（別紙参照）	全ての構成員
II.目的	自身を取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解すること	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること
III.実施内容、方法、頻度	統括管理責任者 1) 説明会、e-learning 等による部局等管理責任者に対する教育の実施（毎年度、できるだけ早い時期に一回以上） 2) e-learning 等による公的研究費の取扱いに関する理解度調査※1 の実施（年 1 回）	1) 広報誌を活用した啓発活動の実施（年 3 回以上） 2) メーリングリスト等による啓発活動の実施（年 1 回以上） 3) 全学ディスプレイシステム「O+PUS」を利用した学生向け啓発活動の実施（半期に 1 回以上）
	部局等管理責任者 1) 統括管理責任者が発行する「公的研究費ハンドブック（WEB 版を含む）」による教育の実施（採用時） 2) 説明会、e-learning 等による教育※2 の実施（毎年度、できるだけ早い時期に一回以上）	1) 統括管理責任者が発行する広報誌による啓発活動の実施（年 3 回以上） 2) 統括管理責任者が配布するポスター等の掲示による啓発活動の実施（随時）

※1、※2 この理解度調査及び教育については、規程第 12 条第 1 項ただし書きに基づき部局等管理責任者が、リサーチ・アシスタント（RA）及び本学の教職員以外の者のうち公的研究費に関する使用の意思決定を行わない者に対し、受講の必要がないと判断しても差し支えない。

公的研究費の運営及び管理に関わる者

区分	構成員	左欄の構成員のうち、 コンプライアンス教育の対象者
本学の 教職員 (非常勤職員 を含む。)	【教育研究を担う職員】 教員、寄附系教員、特任教員、研究員、 特任研究員、医員、非常勤講師	教育研究活動を行う左欄の全職員 ただし、医療活動のみを担う場合（医員等）、 又は講義又は演習のみを担う場合（非常勤講 師）は除く。
	【事務を担う職員】 事務職員、特任事務職員、技術職員、 特任技術職員、教務職員、事務補佐員、 技術補佐員、教務補佐員、技能補佐員、 嘱託職員	①公的研究費に関する使用の意思決定を 行う者又は②公的研究費に関する物品等の 購入※1、旅費・謝金の支給に関する業務※2 及び教職員、TA (TF)、RA、アルバイト等の 勤務管理に関する業務※3を行う職員
	【医療を担う職員】 技術職員（医療）、技術職員（看護）、 医療技術補佐員、看護技術補佐員、 技能補佐員、嘱託職員	左欄の医療を担う職員は、業務上、教育研究 活動を行わないため対象外。 ただし、医療活動とは別に教育研究活動を 行う場合は、上欄の教育研究を担う職員と 同様に対象とする。
本学の 教職員 以外の 者	リサーチ・アシスタント (RA) 注1	研究活動に必要な研究支援業務を行う者 として左欄の全員
	名誉教授、 日本学術振興会特別研究員、 招へい教員、招へい研究員等	①公的研究費に関する使用の意思決定を 行う者又は②公的研究費に関する物品等の 購入※1、旅費・謝金の支給に関する業務※2 及び教職員、TA (TF)、RA、アルバイト等の 勤務管理に関する業務※3を行う者

注 1 本学の諸活動における補助的な業務を行うアルバイト、TA (TF)、チューター等は、公的研究費の運営及び管理に関わる者に該当しない。

※1 物品等の購入に関する業務とは、契約の相手方の決定、給付の完了確認及び支払手続きを行うための業務をいう。

※2 旅費・謝金の支給に関する業務とは、旅行の申請、旅行の完了確認、謝金の申請及び講演等実施確認を行うための業務をいう。

※3 勤務管理に関する業務とは、勤務時間の管理、報告、提出に関わる業務をいう。